

令和3年神奈川県議会第3回定例会 総務政策常任委員会

令和3年12月14日

亀井委員

まず、不動産取得税の課税誤りに伴う悉皆調査の結果について伺います。

不動産取得税の課税誤りの調査について、約2年間で約18万件にも及ぶ不動産登記を確認したという報告がありました。これだけ膨大な登記を確認することは、地道で根気が要る作業です。大変苦労をされたと思いますが、今後、このような作業が行われることがないことを願いつつ、何点か伺います。

前回の当委員会の質疑で確認したところ、専任職員が1名と会計年度任用職員が3名、合計4名が調査したということでした。18万件もの膨大な登記簿を確認するとになると、見落としなどにより、また誤った調査になるのではないかという懸念がありますが、このような問題にどのように対処して調査を行ったのですか。

税務指導課長

今回の調査は課税誤りの調査ということで、誤りに誤りを重ねることは絶対にあってはならないという決意の下、チームリーダーには主幹級の職員を当てました。また、作業の大半が18万件の登記簿謄本の確認作業を繰り返すという大量かつ反復的な作業内容であることを踏まえて集中力を継続させ、確認作業を行ったところです。

確認方法は、会計年度任用職員が2回チェックしたものを最後にチームリーダーが確認するというトリプルチェックを実施することで、見落としや思い込みによる誤りを防止しました。さらに部課長も積極的に調査に関与して、進捗状況を常に把握しながら適宜助言を行いました。

亀井委員

非常に大変な作業ですが、どのような環境で調査を行ったのでしょうか。

税務指導課長

大量かつ反復的な作業内容であることを踏まえて、集中して作業ができる環境が必要と考え、本庁舎内に専用の部屋を用意しました。また、会計年度任用職員が作業内容に疑問が生じた場合には、まず自分で確認できるようマニュアルを整備し、それでもチームリーダーに確認しなければならない場合には登記内容の確認作業とは別に時間を設けて行うという、徹底して作業に集中できる環境を整えた上で、調査を実施しました。

亀井委員

環境を整備した上で調査を実施したことですが、メンタル的にも非常に厳しいものであったと思います。調査方法について、もう少し効率的にできなかつたのでしょうか。

税務指導課長

登記簿謄本を手作業で確認するのではなく、登記簿データ抽出による調査によって効率化を図るために、地上権や賃借権が設定された土地のデータ提供を横浜地方法務局に求めましたが、データ抽出ができないことから、提供は困難であるという回答がありました。このため、手作業での調査を余儀なくされました。調査過程を効率化して調査を行いました。

具体的には、平成 25 年度から 30 年度までの間に課税された土地が約 32 万件あります。マンションの土地と建物は一体で登記申請されるという特徴を捉え、マンションの敷地に対する課税ではないと明確に判別できるものを除き、調査対象件数を 18 万件に絞り込み、効率化を図ったところです。

亀井委員

報告資料にもあるとおり、登記申請書の資料を取り寄せており、一戸建ての登記申請書は、所有権と地上権や賃借権が分かれており、所有権であれば課税、賃借権であれば課税しないというように、戸建のものは判断できます。マンションの場合、タイトルには所有権の記載のみであり、2枚目に地上権や賃借権の記述があるので見落としたという説明でした。確かに、戸建ての登記簿と比較すると分かりにくいです。しかし、きちんと 2枚目を確認し、賃借権や地上権を発見すべきだったと思いますが、それは非常に困難だったということですか。

税務指導課長

委員御指摘のとおり、納税していただく以上、しっかりと調査を行わなければならぬことは承知しています。今回はマンションの土地と建物を分離処分できないということが特徴であり、登記申請もそのような形で一体となって申請がされるものです。今回は思い込みにより誤ってしまったのですが、今後、地上権つきの課税が発生した際に、再発防止策として、法務局で写真撮影を行うことで、事務所に戻ってきてても上席がチェックできる体制を整えました。そのほか、調査票も改正し、敷地権の内容を改めてチェックする欄を設けることで、再発防止を図っています。

亀井委員

今は不動産取得税ですが、同様の方法で課税資料を収集している税があれば、同じようなミスが誘発されるのではないかという懸念がありますが、いかがでしょうか。

税務指導課長

職員が課税資料を収集しているものとして、確定申告書を基にした、個人事業税が該当します。しかし、確定申告も電子申告の普及により、6割程度が電子申告となっております。電子申告を利用した確定申告書は国税から県に電子データが送付されるなど、デジタル化が図られているところです。

亀井委員

今回のような事例があると県民がほかの課税状況も不安になると思うので、今後はぜひ誤りがないようにお願いします。

今後、ヒューマンエラーが続出しないように、防止策について伺います。

税務指導課長

ヒューマンエラーを防止するために、税額の計算などについては税務システム上で行ってまいりました。県税全体で申し上げると、年明け 1 月 4 日から、現在開発中の新たな税務システムで情報を管理するなど、事故防止を図ります。

亀井委員

次に、神奈川県公共施設等総合管理計画の改訂素案について伺います。維持更新費の縮減を中心に確認します。改訂ポイントとして、資料の 13 ページ、14 ページに維持更新費の見直しとあります。まず、維持更新費の見直しをどのよ

うに推計したのか伺います。

施設整備課長

改訂計画では全ての施設利権について、令和3年度から30年間の維持更新費を推計しました。推計にあたり、個別施設計画の策定において、施設の劣化診断などを行い、劣化や老朽化の状況を把握して、現実的な事業を算定した維持更新費を反映しております。

なお、個別施設計画の計画期間ですが、庁舎等施設は当面10年間を見据えた計画となっており、施設の類型によっては、総合管理計画で推計する30年間よりも短い個別施設計画もあります。その場合は、国が示した算定方法を用いて推計しております。

亀井委員

維持更新費に策定した個別施設計画を反映するということを見直し事項と言っていますが、現行計画に、類型コードの個別施設計画は反映されていないのですか。

施設整備課長

個別施設計画は、総合管理計画が平成29年3月に策定した後、総合管理計画に定められた基本的な考え方を踏まえて、策定されました。そのため、現行の総合管理計画の維持更新費の将来見通しですが、まだ、個別施設計画は策定されていないので、各類型ともそれまでの実績等から、現行計画の推計を行っています。

亀井委員

個別計画を踏まえた上で、総合計画を改訂するという順序ということです。維持更新費については、従来型と長寿命型の2つがありますが、詳細を確認します。

施設整備課長

従来型の維持更新ですが、施設の劣化や老朽化が進行して不具合などが発生してから、全面的な修繕を行うものです。例えば、外壁など一部のひび割れをそのまま放置すると、劣化が進行して外壁全面にひび割れが発生するなど、その後、コンクリート躯体にも影響を及ぼし、構造そのものにも影響を及ぼして全面的な改修が必要となります。このような場合、多くの県有施設では、耐用年数を待たずに、建て替え等が必要となる場合があります。

次に、長寿命化型ですが、長寿命化型は定期的に施設の劣化診断や点検等を行い、施設の劣化状況を適切に把握して、劣化がひどくならないうちに、局所的な修繕等を実施するものです。

例えば、外壁のひび割れですが、一部発生した箇所を早期に局所的に補修することで劣化の進行を止めるとともに、建物の構造にも影響を防ぎます。このような劣化の進行に早期に対応することで施設性能そのものは高い状態で維持されるので、耐用年数を超える利活用が可能となり、経過として耐用年数以上の長寿命化を図るものが長寿命型です。

亀井委員

取組の違いは分かりました。年間533億円、30年間で1兆6,000億円の縮減効果があるということですが、どのように金額が縮減されたことが分かるのでしょうか。

施設整備課長

従来型の取組では、劣化が著しく進行して全面的な修繕となることや、建て替え時期が耐用年数前となることもあります。維持更新費が増大します。そのような推計を縮減前という形で行いました。一方、長寿命型の取組は局所的な修繕のために維持更新費が低く抑えられることと、さらに費用が大変大きい建て替えが延伸することなどで、平準化も図ることができます。

このような長寿命化型の維持更新を 21 類型の全ての公共施設で行うことで、30 年間で 1 兆 6,000 億円もの縮減効果を見込んでいます。

亀井委員

21 類型ということですが、前回までの個別施設類型は 18 類型だったと思います。この差について確認します。

施設整備課長

まず、国からの要請に基づき、地方独立行政法人を今回新たな類型として加えました。具体的には、保健福祉大学と産業総合研究所の 2 施設と公園施設が今まで都市公園だけでしたが、自然公園を新たに類型として加えることで 3 施設が追加され、21 類型になりました。

亀井委員

21 類型で、庁舎等の施設、警察関連の施設、公営住宅、学校や道路の施設もあります。それぞれのレセプションでコンセンサスも得てないということで、進捗のばらつきがあると思いますが大丈夫でしょうか。

施設整備課長

今後、各類型も個別施設計画に基づいて取組を進めています。その中で、各類型の事業主管課がメインとなり、各類型の取組を実施することになります。その取組は総合管理計画に位置づけた基本的な考え方、視点に基づいて実施していただくことになるので、全庁的な公共施設全般で、同じような取組を行う考え方です。

亀井委員

各類型の実施状況を確認する必要がありますが、いかがでしょうか。

施設整備課長

総合管理計画の進行管理については現行計画でも定めて、今回改定に当たり、P D C A サイクルの考え方を明確に位置づけました。その中で、施設整備課は総合管理計画の見直しや、各類型における個別施設計画の進捗状況の確認など中心的な役割を担うこととし、各類型の事業所管課等は具体的な取組や実施状況の確認を担うなど、それぞれの役割も明確にしました。

今後、取組状況の進捗管理を施設整備課と事業所管課等で連携しながら行い、必要な検討も含めて適切な進行管理により、維持更新費の一層の縮減を図りたいと考えております。

亀井委員

年間 533 億円、30 年間では 1 兆 6,000 億円もの縮減方法があるということで、県予算が逼迫する中で縮減方法を発揮して県財政に寄与できるように、結果を出していただくことを要望して、質問を終わります。

意見発表

亀井委員

公明党神奈川県議団を代表して、本委員会に付託されました諸議案等について、意見、要望を申し述べます。

まず、個人情報保護制度の見直しについてです。

国や地方におけるデジタル業務改革の進展に伴い、官・民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化しています。そのため、団体ごとの個人情報保護構成の相違がデータ流通の支障となりつつあります。そこで、現行法制の不均衡、不整合を解消するため、個人情報保護制度の見直しが行われました。

県における個人情報の取扱いは、これまで神奈川県個人情報保護条例が適用されてきました。新個人情報保護法の施行後は、同法が適用されることとなります、言うまでもなく、個人情報は新法施行後も慎重に取り扱われるべきものであります。

また、新法をもとにした上乗せや横出しについては、現時点では国からはできないとの見解が示されていることは承知しておりますが、新法と神奈川県の条例を比較した上で、必要であれば、国に対し適切な運営を図るよう求めることを要望します。

次に、米軍基地内での日本人従業員へのワクチン接種について申し述べます。

米軍基地内での日本人従業員へのワクチン接種については、接種日から1年以内に申請しなければ、後に健康被害が生じた際に、米国の救済制度での救済がされない可能性があるとのことです。将来的なことも踏まえ、場合によっては1年を超えての申請のあることも考えて、救済されないことがないように、防衛省にもしっかりと働きかけるよう要望します。

また、日本人従業員の方々への3回目の接種は、今後、地元市町村で行われることです。3回目接種に当たっては、県としても円滑に実施されますよう、状況を注視し、日本人従業員の方々に不利益が生じないよう取り組まれることを要望します。

次に、神奈川県公共施設等総合管理計画の改定素案における維持更新費の縮減についてです。

県の財政は依然として厳しい状況が続いております。建物の維持更新についても、壊れてから建て直すと莫大な予算が必要となることから、建物の長寿命化にシフトし、維持更新を計画的に実施しながら経費を縮減することが、県財政の観点からも大変に重要なことと思います。

今後、計画に即した維持更新を適切に実施し、更新費の縮減を行いながらも、公共施設等の機能は維持しつつ、これからも様々な県民サービスをしっかりと提供し続けることを要望します。

以上、意見、要望を申し述べ、本委員会に付託されました諸議案等について賛成を表明して、意見発表とします。